



中国からの不法移民 —香港への密航を中心に—

愛 みち子¹

はじめに

中華人民共和国から外に流出する不法移民について、香港への渡航状況と背景を手掛かりに述べるのが、本稿の目的である。

中華人民共和国（以後「中国」または「大陸」）からの不法移民について、断片的な情報に触れることは多い。それらの情報を寄せ集めただけでも、中国からの密出国は絶えず、密入国は世界的規模だと考えられる。全体として把握されることが求められるが、この現象の範囲、規模、不法性のどれも調査には高いハードルとなる。また送り出し地である中国が問題を認識し、研究調査に着手するのが有効であるが、当面実現しそうもない。従って研究のほとんどは中国以外の国に住む、関心を寄せる研究者かジャーナリストによってなされ、状況が説明されているのが現状である。

本稿においては、極めて限定的ではあるが、中国から香港へ向かう不法移民をみていく。香港は1997年に中国に返還され、国家のレベルでは中国の「国内」だけれども、中国大陸部とは異なる返還前の社会制度が保たれており、中でも人の移動が自由である点など、大陸から見れば依然として「海外」に限りなく近い。よって中国から香港への境界を越える夥しい移動があり、さらに増加傾向にある。その中で、例外とは捉えられない密航行動がある。あえて密航するのはなぜか、密航がどのように行われているかを見ていきたい。密航する動機やきっかけに注目し、「中国人にとって密航するとはどのようなことか」について理解を深めたい。

注意したいと思うのは、密航行動の不法性や裏社会とのつながりばかりに囚われると、「暗黒社会を覗き見る」ような姿勢になって密航現象を別次元に追いやってしまう。不法の範囲は必ず適法範囲と連続しており、裏社会のありようは表の社会の裏返しになっている。密航当事者を良く見てみると、私たちが考える「密航」の印象とは異なる認識をもっており、密航に踏み切る心理的ハードルは低い。それもまた密航が起こり続ける理由であろう。

以下、中国公民が中国から外に移動する際に関わる制度について述べ、香港に行く場合の特殊な状況を説明する。続いて密出境と密入国を請け負う集団や人である「蛇頭」について特徴をまとめる。

I 中国からの出国について

中国公民の移動は極めて制限された状態にあるといえよう。中国公民の出国には、当局の許可を必要とする。公民が中国の外に出ることは、行き先がどこであれ、政府当局が介入するもので、決して個人の裁量だけでするものではない。その考え方を制度化したものが以下である。

居住国内的公民经批准出境的，由公安机关出入境管理部门发给中华人民共和国护照，并附发出境登记卡。

（中華人民共和国公民出境入境管理法 第2章出境 第6条）

ここには公民の出境には「批准」が必要だと明記している。出国のお伺いがパスポートの請求であり、パスポートの発行が許可にあたる。

パスポートが発行されたら、渡航先国の政府が発行する査証(ビザ)が必要である。中国公民の海外渡航には、他の国同様、パスポートとビザを要するわけだが、問題となるのは、それぞれの取得の際の詳細な基準、ルール、必要書類などが明白でないことである。パスポート取得については法律に明記があるものの、実際は住所地、身分、人的コネクションの有無、時期などによって取得状況が異なる。査証は、中国と相手国との2国間の協定によって定まるが、相手国公館に雇われた中国人担当者の裁量に任されることも多いという。このように中国公民が中国を出国する際の手続きを見ていくと、一人の出国に何重ものチェックが働き、自然と出国が制限される構図になっていることがわかる。

対照的な一例を示せば、日本の関連法では国民の出境について以下のように定めている。

本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人(乗員を除く)は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。…前項の日本人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

(出入国および難民認定法 第7章 日本人の出国及び帰国(日本人の出国) 第60条)

ここで日本国民が義務付けられているのは、出国の確認であり、具体的にはパスポートへの押印が必要だと言っているにすぎない。日本人の出境に課せられるのは書類整備である。先の中国公民に対しては、出国そのものを干渉していることがわかる。

この干渉の現実は見えにくい。とりわけ中国人の海外旅行増加の報道、例えば「2009年、中国人の日本向け個人旅行が緩和され、中国人にとっては20カ国以上の国に個人で旅行できることになる」といった報道によって、さらに見えなくなる。これでは、あたかも中華人民共和国の人民が随意に海

外に出かけることができるかのような印象を与えてしまう。

確かに大陸の中国人の海外旅行の需要は増し、実際の渡航数も増し、渡航を阻んでいた諸条件も少しずつ緩和されている。しかし実際状況では、大陸の中国人が海外へ赴くことは、依然として容易いことではない。「中国人の個人旅行の自由化」と報道される段階にあっても、「自由な旅行」は完全に政府のコントロール下にあつて、「これまでよりもやや緩和された」、「少しずつ許されるようになった」と捉えるべきである。

これまで同様、中国人の海外渡航は団体旅行が一般的である。団体旅行にも依然として「逃亡を防ぐ」目的の習慣が健在である。旅行会社に納める「保証金」が代表的なものである。人気のある国へ行くには、日本円で数十万円の「保証金」を支払えることが、旅行参加の条件であるから、その資力がなければ短期の団体海外旅行も参加できない。

このような条件や干渉によって、中国では合法的な渡航が制限されているといえるだろう。海外渡航への需要がすべて満たされることはない。そこで非公式、非合法な方法で中国を出国、外国への入国する方法が取られるのである。つまり非合法的手段への需要は、中国政府が合法的手段の枠や条件を狭めれば狭めるほど高まる。ここでは密航の違法性よりも、合法渡航のしにくさが最も強調されなければならないと考える所以である。

ところで、中国を世界規模の制度の中に組み込んでいこうという時代にあつても、中国国内でこのような移動制限が行われていることは、意外に知られていない。外国人は「自分たちが中国国内でどのように管理されるか」について高い関心を示すけれども、「中国人がどのように管理されているか」への関心は薄いようである。

II 香港への入境について

香港は中国大陸の陸続き、広東省の一部、珠江が東シナ海に流れ込む河口に位置する、約1万平方キロの地域である。1840年の阿

片戦争以後、イギリス統治がなされ、段階的に統治地域を増して、約 100 年間、現在の香港の範囲を保ってきた。

政治的には、イギリスの植民地政府が治め、国際的にもイギリス領と認められてきた。しかしそれに対する中国の姿勢はわかりにくいものであった。中国政府は、表向きは一貫して阿片戦争以後に結ばれた条約は清国政府が強制された「不平等条約である」として、イギリスによる香港の支配は認められないとの態度をとってきた。

その一方で、中国が自ら積極的に香港を回収しようとしたことはなかったとみられる。例えば「1949年の中華人民共和国建国時に、なぜ共産党は清代に外国領となった香港を解放しなかったのか？」という疑問が当然湧くし、続いて「香港をめぐる中英の直接交渉はなぜ 1980 年代まで持たれなかったのか？」という疑問も抱く。もし中国政府が香港を自国領と考えるなら、「なぜ中国から香港への出境は厳しいのか？」という問題もある。香港をめぐる問題の複雑さや微妙さにプラスして、中国政治がとる態度の分かりにくさ、一貫性のなさ、両面性を指摘できる。

他方イギリスは、一貫して国際法上有効な条約に基づいて統治を行ったとしている。これには矛盾がなく、イギリス政府は国際法に忠実であったために、香港を返還せざるを得なかったと見られる。全香港の 9 割にあたる新界の租借期限が満了するのを前に、イギリス側から中英交渉を持ち寄った形だからである。

つまり中国もイギリスも、香港は正式に自国領土だとしてきたのである。中国からすれば、建前上香港は国内であるが、実際は外国だった。複雑でわかりにくい位置づけだった。従って中国と香港の間の往来は、国際移動とも国内移動とも違うものであった。

中港間の往来は、第二次大戦以前はかなり自由であったと言われる。戦後になって世界が冷戦構造となったとき、中港境界もその様相を呈した。境界が厳しく管理され、中国から香港への移民は、入境枠制度によ

って定数が許されるのみになる。

中国で改革開放が始まった 1979 年、中国から香港への片道入境許可証である「単程証 (One-way Entry Permit)」が発行され、中港間の正式な合法移民の制度となる。人数は 80 年代は 1 日 75 人、90 年代に 100 人以上となり、95 年以降は 1 日 150 人となっている。

ちなみに、中国から香港へ移動する際に使われる旅行文書は、片道用の「単程証」の他に、往復の許可である「双程証」がある。これは短期の旅行用に発行するものであるから、単程証よりは簡単に取得できる。これを使って香港に入境し、そのまま滞留している超過滞在者も一般に「不法移民」として扱われる。

中国で発行される正式旅行文書について説明する。単程証と双程証の発給の手順はこのようなものだ。申請者は住所のある地域の小区 (居委会または村委会) に申請する。その後県級市から地級市、というように広域を管轄する上級機関へと移り、最終的に公安局長の許可とサインで発給される。

多くの機関と大勢の担当者の手を経るので時間がかかる。また申請の受理や順番について明確な基準も不明である。ゆえに、申請者にもたらされる結果もばらつきがある。典型的な当事者の声はこのようなものである。陸氏は「妻の申請は 10 年かかってやっと通ったのに、2 人の子供は 2 年で来ることができた」と言い、林氏は「当事者たちにも入境許可の審査基準がわからない」と言う。²

自ら申請した場合は、発行まで通常 2~3 ヶ月かかるという。短縮するためには高額の手数料を支払って政府の旅行社を経由して手続きをするか、伝手を頼って関係部門の役人に個人的に働きかけるという。それらの方法で 1 ヶ月ほど短縮されるという。³ここでは汚職の問題を避けることはできない。

関係部門の融通で手続き期間が短縮できる状況に、汚職がまかり通る余地がある。

汚職状況については確固たる証拠を提示することはできないが、複数の経験者からの聞き取りによると、最低一件につき 1000 元程の現金を出入境を管轄する公安局の役人に渡すのが通例であるという。この時あらゆる伝手を駆使してなるべく高い地位にいる人を紹介してもらおうという。そうすることで手続きに要する時間が短縮されるのが常識であり、役人へ賄賂を支払う側もいわば一定の価格を支払って時間短縮というサービスを買う感覚に到っている。汚職が容易には絶えない所以であると思われる。

香港の政策はどうであろうか。香港の移入民政策で、華南における移民行動を大いに促したと思われる制度があった。「タッチベース」政策という、不法移民に対して場合によっては居住権を与える制度である。中国からの不法移民は、香港への海路または山越えを水泳、小型船舶、徒歩などの手段で体力任せにやってきて、香港に密かに入境した。香港側では、これらの不法移民が中国との国境付近の新界地区で発見された場合は、送還の対象とした。しかし中心部までたどり着いた場合は、入境處への出頭や登録など正規の手続きを経て居住権を付与した。この政策を「タッチベース政策 (touch base policy, reach base policy, 抵壘政策)」と呼ぶ。この制度は香港政府によって正式に政策として採用され、年間数万人の規模になり、1979 年には 11 万人とあまりにも対象者が増えたため、1980 年に廃止された。

このような制度がイギリス属領であった香港で、主に大陸の中国人を対象に取られていたため、華南、とりわけ広東省、次いで福建省には、密航してでも香港に入境する堂々たる動機を与え、挑戦する価値のある冒険と映ったのではないだろうか。大陸を出発するときは違法の移民でも、「タッチベース」に成功すれば、合法移民となれたわけだから。

これらの密入境者は、中国側から泳いで香港沿岸に到達するものが多かった。移民自身が多くは若い男性であった理由にもよ

る。以下は 1980 年に 31 歳の時に香港に密入境した経験者の言葉である。

…「私は泳いで香港に来た。そんなことを目論んだことはなかったが、友人たちが蛇口から香港まで泳いでどんな所か見に行こうと誘ってきた。私は命懸けで泳いだ。5 時間後に香港に着いた時、何も、お金も持っていなかった。その上知人もいなかったが、今から思うと易しいことだった。捕まらずに入境處まで行かれれば、IDカードをくれたのだから。」…⁴

約 5 時間必死に泳いで来ることが可能なのは、確かに頑強な人間だけであろうと察しがつく。その上さすがしい青春談か成功談のような言葉になるのは、香港入境に夢と成功を託す当時の気分が表れているのだと思う。

Siuによれば、合法、非合法を含めた中国から香港への入境者は、1950 年代は約 40 万人、60 年代には約 12 万人、70 年代は約 50 万人、80 年代は約 30 万人、90 年代は約 40 万人であるという。⁵

III 蛇頭について

地続きの中国と香港の間には海路と陸路がある。第二次大戦後は中港間の自由な往来は許されていないのだが、密入境が絶えたことはない。海路でも陸路でも、闇の密入境ビジネスがあり、多額の報酬で請け負っているといわれる。請け負う組織や個人は、一般に「蛇頭」と呼ばれる。これは広東語で密航者を蛇になぞらえ、密入境者を「人蛇」と表現するため、密入境者のガイドという意味である。同様に「小人蛇」は不法児童移民で、「蛇船」は密航船である。「蛇頭」という言葉には非合法の行為が連想され、マフィアと同じ意味だと考え易いが、必ずしもそうではない。「蛇頭」の段取りは、中国沿岸からアメリカやヨーロッパまで地球を半周するほどの移動を手配することもあれば、たった 1ヶ所の出入境チェックポイントをごまかして通過する手配まで、規模は

大小ある。小さな手配の場合は、他の職業を持つ人が、手数料目当てにアルバイトをする感覚で、危険を冒して請け負う場合もある。

海路の密入境については以下である。海路が密入境の最も多いルートであるという深センの役人の情報もあり⁶、一般的な密航方法であると考えられる。

密入境のルートは、多様化していると見られる。香港がタッチベース政策を採って、中国から体力の限りに密入境を図った男性が多かった 1980 年代以前は、泳いで香港到着するルートが多く、比較的近距离を取らざるを得なかった。しかしタッチベース政策が 1980 年 10 月に終わり、それから返還前後はボートを使っての密航となり、ルートも長距離を取るようになってきている。1978 年の報道レポートによれば、ルートは香港新界の東岸を目指す大鵬湾(Tai pang wan)と、西岸を目指す后海湾(Deep Bay)がある。ジャンクによる密航がそれらのルートの外側を取っていたという⁷。しかし 2001 年の報道によれば、ジャンクによる当時のルートはもはや最も近距离のものとなり、さらに遠く香港から 100km 余り離れた汕尾からボートを走らせるルートまでであるという⁸。

密航ルートの多様化は、移動手段、船舶の多様化と関係があるらしい。最も外側のルートとされる中国広東省汕尾市から香港九龍東岸の西貢へのルートは、直線距離でも 100km 以上あり、やや外海を通ることになり、漁船を用いるという。中国広東省惠州市澳頭から西貢へのルートは、島の多い広東省の沿岸を通ってくるため、大型、中型の高速船を使うという。広東省深セン市の南に突き出た半島の香港側の南澳から西貢へのルートは、内海を通ってくるため、快速艇を用いるという。深セン市から香港の西岸に着く近距离ルートは、皆漁船か内河船であるという⁹。様々な船舶によって様々なルートが開拓されたとみることもできよう。

移民が子供や女性の場合、多くは密航に

は手引きを頼む。蛇頭を頼らずに密入境するのは難しいといわれる¹⁰。密航にかかる費用は数千ドルから数万香港ドルと言われる¹¹。以下は、上記引用部分の男性の妻の経験談である。

…私は今まで 6 回不法に香港入境をした。毎回約 3,000 香港ドル(日本円で 4 万円前後)の費用がかかった。…私は上の 2 人の子供を連れて深・に近い蛇口からスローボートに乗った。たったの 1,000 香港ドルだったが、5 時間もかかった。酷い旅程だった。他の 4 人の女性と一緒に船底の木のふたの下に隠れていたの、息の詰まるところでうさかった。涼しくするため、蛇頭たちは紙のうちわをくれた。海上警察を避けるためにボートは止まっていたから、私はそこら中に吐いた。子供たちは「心配しないでお母さん。もうすぐお父さんのところに行けるから」と言った。別の時は 1 時間で着くスピードボートを何度か利用した。たいてい深夜に出発して、蛇頭はほとんど、ドアツードアのサービスを提供した。時には香港に着いたところにタクシーが待っていた。香港へ行くのを助けてくれる人を探すのは容易なことだ。村の中を聞いて回れば、必ず他の誰かと乗合になるよう準備をしている人が深・にはいる。最大の問題は警察で、制服を見るたびに心臓がドンドン打った。…¹²

陸路の密入境ルートは、鉄道が通っている地点の羅湖口と、車道が通っている皇崗口、道路が通っている文錦渡と沙頭角口であるという。羅湖口は山を登り、網柵を登って越える。皇崗口は車両の中に身を隠して通り抜ける。文錦渡と沙頭角口は山を登って入境するという¹³。

この中でよく知られているのは、境界上

の最も東の地区、沙頭角である。中港境界は二重構造になっている。沙頭角地区の実際の境界は沙頭角河と中英街(中国側は深港街に改名)である。その外側にさらに入りが制限される境界がある。香港側は境界から 500m ないし 2km 内側に「禁区界線 (Closed Area Boundary)」が引かれ、約 6000 人の住民と被招待者しか出入りできない。密入境者対策として 1952 年から 1994 年まで夜間外出禁止令がしかれていた¹⁴。中国側には検問所から出入りする沙頭角保税區がある¹⁵。密入境者は中国側から保税區に入り、出入り自由な中英街を横切り、監視の薄い場所を選んで香港側へ進入していく。手引きを頼んだ場合、蛇頭が陸路密入境者を導く時の通路としても知られている¹⁶。

陸路ルートの変化については不明である。陸路自体は以前から利用されている。返還後は摘発された数のみを見ると、海路よりも多い¹⁷。陸路も海路同様、移動ツールの多様化が影響していると考えられるのは、皇崗口の車両を利用した密入境である。中港間の経済的つながりが強まり、特に製造拠点が中国側にシフトするにつれて、境界を行き来する車両数も種類も増えた。人が隠れる場所も増えたと考えられる。

蛇頭の手引きによる密出入国は、中国と香港の間だけでなく、世界中のあらゆる国境で行われ、中国人をチャイナタウンなどの目的地に運んでいると見られる。

2000 年 6 月イギリスで発覚した密入国事件では、密入国団 58 人が中国、ロシア、東欧、中欧を通過して、イギリスに入国していたことが明らかになった¹⁸。このルートはすでに「密航のシルクロード」として知られている。中国人が目指すのは各地のチャイナタウンであるが、イギリスロンドンのチャイナタウンには、毎月 400~500 人の新たな中国人が到着しているという。手引き料は一人約 250 万円だという。2000 年 10 月に香港の貨物港で発覚した事件では、密航者が隠れていたコンテナはアメリカ西海岸行きであった¹⁹。2003 年 1 月に中国で裁かれた密航事件では、首謀者の被告は 1998

年から 2 年余りの間に、38 回に分け、713 人の中国人を貨物船で海外に密航させたことが明らかになった²⁰。そのうち 138 人がカナダへ、残りが日本に向けた密航であったという。手引き料金は一人約 255 万円だという。

以上のような限られた資料から、蛇頭の特徴についてまとめるならば、以下の 5 点になると思う。

- ① 多様な人々の加担
ごく一般の漁民のような人々が手助けする場合から、マフィアのような非合法組織まで多様である。
- ② 多様なルートをもつ
世界への陸路、海路、空路を駆使する。ただし香港へは海路が多い。
- ③ 密航技術の研究開発がされている
当局の取り締まり方法や技術の進歩に対抗する形で、方法を進化させている。
- ④ 活動が広範囲である
アジア、北アメリカ、欧州での活動が確認されている。
- ⑤ 福建が発祥である
福建出身の中国人のネットワークを利用して、海外に豊かな人脈をもっている。

まとめ

本報告では、中国からの不法移民の背景をみていった。現代中国の移民をめぐる状況をみていくと、そこには中国政府による中国公民の移動をコントロールする政策があり、大きな行政組織の弊害があり、中国の行政事務の特徴、決められたルールや手順に従って事務が行われるというよりも、組織の力関係や個人的つながりが優先される等、が反映されていた。

不法移民はそれ自体単独に存在するというよりは、このような中国の状況を受けて、必然的に絞られる合法移民の枠ではすくいきれない、潜在的な移民要求を満たすような形で発生することがわかる。また合法移民に関しても、行政事務の複数の局面

において、汚職や個人的裁量が入り込む余地があり、合法的なルートをたどった違法行為であるケースの存在も否定できない。従って、個々の移民に対して「合法であるか不法であるか」という区別や問いが、日本にいて考えるような決定的な黒白の別にあるのではないだろうと想像できる。このような動機や背景、その上どのような手段であっても移動するという独特の感覚によって移動を行っていく以上、やすやすと国境を越えていくことが想像できる。

さらに、蛇頭という先導とネットワークの存在や、タッチベース政策による移民動機への刺激や、乗り物などの技術の向上や、グローバルイゼーションの進化による情報の得やすさなどは、中国人の「自由な」移動を進めるものである。

本稿では移民の動機についてほとんど触れていないが、軽視するものではない。特に中国から香港へ向かう移民の場合、背景に分離家族がある場合が多い。分離家族とは、中国と香港に分かれて住む家族で、元から境界を越えて結婚し、家族を形成している場合が多い。

さらに、蛇頭との関わりあいにおいて、華南における移民状況や背景、歴史、制度などについて考えていく必要があると思う。別の機会にぜひ検討したい。

¹ 共立女子大学 非常勤講師。

² 『香港経済日報』、97/8/16

³ 2001年4月、福建省石獅市の住民からの聞き取り調査より。

⁴ SCMP、95/5/28

⁵ Siu, Yat-ming, “New Arrivals: a new problem and an old problem” in Chow and Fan eds., *The Other Hong Kong Report 1998*, 201-228

⁶ HKS、97/7/28

⁷ FEER、78/12/29

⁸ 『太陽報』、01/7/24

⁹ 『太陽報』、01/7/24

¹⁰ SCMP、97/7/6

¹¹ 『蘋果日報』、97/7/5

¹² SCMP、95/5/28

¹³ 『太陽報』、01/7/24

¹⁴ SCMP、94/7/8

¹⁵ 沙頭角保税区の潜入レポート、山上太郎(仮名)「沙頭角怪しく賑わう新界のベルリン」、『月刊香港通信』No.50、96/6/1: 20-21

¹⁶ 『蘋果日報』、97/7/5

¹⁷ 『太陽報』、01/7/24

¹⁸ 『読売新聞』など各紙、2000/6/23

¹⁹ 『明報』、2000/10/19

²⁰ 『朝日新聞』、03/1/8

参考資料

<公的文書>

中華人民共和国政府ウェブページ
(<http://www.gov.cn>)

香港特別行政区政府ウェブページ
(<http://www.gov.hk>)

日本政府法令データウェブページ
(<http://law.e-gov.go.jp>)

<新聞、雑誌>

日本発行

『朝日新聞』

『読売新聞』

香港発行

FEER (Far Eastern Economic Review)

HKS (Hong Kong Standard)

SCMP (South China Morning Post)

『香港経済日報』

『明報』

『太陽報』

『蘋果日報』

<書籍>

愛みち子『香港返還と移民問題』(東京:汲古書院、2009年)

森田靖郎『蛇頭と人蛇—中国人密航ビジネスの闇』(東京:集英社、2001年)

Chin, Ko-Lin, *Smuggled Chinese; clandestine immigration to the United States* (Philadelphia; Temple University Press, 1999)

Keefe, Patrick Radden, *The Snakehead; an epic tale of the Chinatown underworld and the American dream* (NY: Doubleday, 2009)